

## 条 例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第十六号

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次条第二号及び第三号において同じ。）」を加え、同条第七号中「又は水道環境」を削る。

第四条第二号中「同条第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第四号中「卒業した」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第三条第七号の規定は、この条例の施行の日以後に技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（以下単に「合格した者」という。）について適用し、同日前に合格した者については、なお従前の例による。